

電波政策 2020 懇談会 制度ワーキンググループ（第 5 回）議事要旨

1 日時

平成 28 年 3 月 9 日（木）10：00～12：10

2 場所

中央合同庁舎第 2 号館（総務省） 7 階 省議室

3 出席者（敬称略）

構成員：

荒川薫（明治大学総合数理学部教授）、飯塚留美（一般財団法人マルチメディア振興センター電波利用調査部研究主幹）、北俊一（株式会社野村総合研究所上席コンサルタント）、宍戸常寿（東京大学大学院法学政治学研究科教授）、高橋信行（國學院大学法学部教授）、多賀谷一照（獨協大学法学部教授）、三友仁志（早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授）

総務省：

輿水総務大臣政務官、南政策統括官、吉田情報流通行政局審議官、長塩放送政策課長、久恒放送技術課長、藤野地上放送課長、福岡総合通信基盤局長、渡辺電波部長、佐々木総合通信基盤局総務課長、秋本事業政策課長、田原電波政策課長、寺沢基幹通信課長、中沢移動通信課長、内藤衛星移動通信課長、杉野電波環境課長、新田国際周波数政策室長、田沼電波利用料企画室長、越後重要無線室長、中澤監視管理室長、村上認証推進室長、庄司電波政策課企画官、小川移動通信課移動通信企画官

4 議事要旨

（1）開会

（2）議事

①論点整理

主な意見は以下のとおり。

（ア）電波利用料共益事務の範囲

- 電波利用共益事務の範囲については「マイナスの状態の発生又はそのおそれがある状態から正常な状態に復する又は維持する」概念で、「正常な状態からさらにその効用を高めることは含まれない」という説明は、そのとおりと思う。一方、現実を見ると、この範囲が曖昧になってきているので、正面から認めて少し柔軟に電波

利用料の使途を議論した方がいいのではないかと思います。

- 電波の有効利用、あるいは電波管理という枠を外れて、地方創生等の一般的な政策に資すること自体を目的として電波利用料を使うことは、一般財源と電波利用料の間の越えてはいけな一線を越えるものでないかと思う。ただし、結果的に一般的な政策に寄与するので電波利用料を使ってはいけな、という考えにならないよう配慮が必要。
 - 昨今の電波は高度に利活用され、より公益に資する用途で使われているので、電波利用の促進や効率化等のために電波利用料制度を活用することはよいと思う。
将来的には、より積極的な形で利用ができる新しい制度等の創設があってもいいのかもしれないが、今の制度の枠組みで政策を進めるのであれば、時代の変化に合わせて運用を柔軟にやっていくべきではないかと思う。
 - 共益事務の範囲については慎重にとどめるべきであり、基本的には民間企業が解決すべきところを国が支援しなければ進まないという限定した部分を対象としなければ、どんどん拡大解釈されるおそれがある。本当に仕方がなく電波利用料を使うというところに限るべき。
 - 電波を利用することで特定の受益者が発生する場合、その受益者のために電波利用料を使うというのは筋が違うように感じる。
 - 電波利用料の歳入はおよそ6割が携帯電話事業者等の通信事業者。これは結局ユーザーが払う通信料金の一部が電波利用料として徴収されていて、ほぼ国民全員が負担しているという状況であると考えられるのではないか。
そうであればもう少し電波利用共益事務の範囲を広げてもいいのではないか。ごく一部の事業者が利用料を負担していた時代からだいぶ変わっているので、柔軟な使い方があってもいいと思う。
 - これから電波は介護、地域の安全・安心のためにも利活用されるべき。その場合、国民全員に利益が均等に行き渡る。今後いろいろところで電波が使われ始めると、想定外の混信や電波妨害が発生する可能性がある。これを解消していくことは、従来のマイナスの状況を解消するという考えに含まれるのではないか。
- (イ) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の国民的事業の確実な成功のために取り組むべきこと

- 公衆無線 LAN 環境の整備は、電波を利用している一般国民の利益になるので進めるべきものであり、必ずしもオリンピック・パラリンピック競技大会に絡める必要はないのではないか。
- 事業者が普段から対応すべきものであっても、オリンピック・パラリンピックのときに特定の箇所に利用が集中し、それによって電波監視上の問題が起きることが考えられる。その対策のために膨大なコストがかかり、それが最終的に一般の利用者の負担となると考えれば、電波利用料で支援することが正当化されるのではないか。
- Wi-Fi について、民間ができることに電波利用料を投入する必要は全くないと思うが、市場が成立しないところについて整備が必要な場合には支援すべきだろうと思う。
- オリンピック・パラリンピックについて、民間だけでオリンピック・パラリンピックに対処するという事は非常に難しいと思う。民間だけに頼ってはい十分な整備ができない可能性があるので、電波利用料の活用もあっていいのではないか。
- 自治体による公衆無線 LAN 環境の整備については、担当する事業者がないので、無線 LAN を設置した後の維持管理を含めて電波利用料を使ってほしいとなる可能性がある。そうすると、通信システムの維持管理も電波利用料で支援するのかどうかというのは別の話となると思う。
- 新幹線に限らず病院や公共施設といった公共性の高いところでは、設備をそれぞれのキャリアが単独で整備するのではなく、共用化して進めていくというのが考え方の一つとしてあるのではないか。
- 海外では様々な場所で公衆無線 LAN が使えるので、日本でも整備されると非常によいと思う。一方で、公衆無線 LAN はセキュリティが弱いので、予算次第というところもあるが、セキュリティも高めて整備していただきたい。
- 自治体による公衆無線 LAN の整備に関連して、これまでの政策は基本的にネットワークを作ることに国が一定の補助をするというものであって、その後の維持管理にお金を出すという仕組みはほとんどない
自治体が公衆無線 LAN を整備する費用全てをカバーする必要はないと思うが、公衆無線 LAN の必要性はあるので、市場をゆがめない場所での整備に議論を限定する

必要があると思う。

(ウ) 5G、4K・8K等日本が先行する最先端かつイノベーティブな技術の実用化の加速

○ IoTや自動運転、ドローン等で一番重要なことは安全な運行・航行である。ハッキングの脅威がますます高まってくるなか、ハッキングがもたらす被害の大きさを考えると、セキュリティ技術の開発をきちんとしていく必要があると思う。

○ 日本が世界に先駆けて5Gを実現するというのは非常に重要。それと同時に国際標準をとって世界各国で使ってもらうことも非常に重要である。それは技術力だけでなく国際間での調整等の努力が必要となる。

また、国際標準をとるとともに、国内の製造業がついてくるようにすることも重要である。

○ 現在の論点案の文章では、施策に関する表現が曖昧なところが見受けられる。もう少し具体的に限定した表現で書いた方が良い。

○ 4K・8Kの衛星放送受信について、個別の家庭やマンションからの混信まで対処するとなると、膨大なお金がかかるので、どこまでやるかということにはある程度の制限を付けて書く必要があると思う。

○ 5Gによる高速化や大容量通信を必要とするユーザーは限られているように感じる。そのようなものに対して巨額の国費を投入したとしても、実際に便益を得るユーザーが限られているとなると、必要性や正当性がどこにあるのか。今後さらに技術開発を進めると、携帯電話利用者全体に便益が及ぶには限界があると思うが、その限界をどこに設定するのか難しいと感じる。

○ 高い周波数を開拓するという事は、民間だけでは進められないため、産官学が一緒に進めていく必要があると感じる。

○ 制度設立当初の電波利用料の用途の要件は、現状に当てはまらない状況になっていると感じるので、より現状に合わせることも考えていいのではないか。

○ 無線通信の輻輳対策について、日本のトラヒックは爆発的に増えていくと想定されるので、電波の有効利用という観点からもより効率的なシステムを導入しなければならない。また、周波数が足りなければより高い周波数を開拓していかなければ

いけない。これも「マイナスの状態になるおそれを正常化する」と読めると思う。

- 電波利用料は一般公益のために使うのが原則であり、国の電波を移行することが一般公益なのかどうかというのは、やや微妙な話で、むしろ一般財源でやるべきではないかという議論もあり得ると思う。

(エ) 電波利用・関連産業の振興や海外展開のために取り組むべきこと

- 技術が優れているというだけでは国際的には有利とは言えない。いかに海外の国にそれを使ってもらえるか、またそれが日本の産業にどのように貢献するかということが重要。
- 防災関係のシステムの海外展開について、それぞれシステム単体で海外展開するというのもあると思うが、複数のシステムを組み合わせた防災システムとして展開する方が非常に合理的であると思うので、その点も考える必要があると感じる。

(オ) その他の電波利用共益事務として取り組むべきこと

- 電波利用共益事務として様々な要望がある場合、「マイナスのものをマイナスでない状態にする」ということがはっきりしている要望や、民間が措置しづらい要望から順に整理していくのだろうと思う。
- 条件不利地域における携帯電話システムの高度化等について、これらのナショナルミニマムをどこに設定するかを線引きを、どのような考え方に基づいてどのような手続で決めていくかということが難しいと感じる。
- 周波数利用の効率化を考えると、既存ユーザーの他の周波数への移行を今後促進すべきだろうと思う。しかし立退き費用を電波利用料から出すというのは全く別の話であり、この費用は立退き後に新しく事業を成す人が負担すべきと思う。
- アマチュア無線の資格者が激減している中、若い人にも無線に興味を持ってもらおうという取組は大変良いことだと思うが、資格を取るための受験料を支援するというよりは、もっと子どものための科学教室等の教育的な活動を支援すべきではないか。

(カ) 歳出規模の在り方

- 歳出が必要か否かという点は、電波利用料を払ってでもやるべき事務であるかという考え方に基づかなければならないと思う。先に歳出規模を決めて、その後に電

波利用料の算定を決めるのではなく、そこを一緒に検討する方がいいのではないかと思う。

○ 過去3年間に電波利用料で行った事務の効果を検証する資料が、次期の歳出を議論する上で必要。

○ これから免許不要帯域の利用が増えていくということを踏まえると、免許不要帯域の管理にかかっているコストをどのようにとらえていくべきなのか、そのコストをどうやってみんなで負担していくのかを考える必要があるのではないか。

○ 免許不要局にかかるコストをどうするかという話は、受益者と負担者とのバランス点で大きな問題。

一方で、免許不要局にかかるコストを負担してもらうというのは難しく、おそらく海外においてもなかなか解決策していない問題だろうと思う。次期改定においては無理かもしれないが、そのコストをどうするかという問題について、いずれは検討しなければいけないと思う。

○ Wi-Fi の場合は、携帯事業者も Wi-Fi オフロードで相当使っているので、そういう意味では広く電波利用料からその部分のコストを支出するという事は理に適っていると思う。

○ 次期電波利用料の改定においては地デジ対策の約 300 億円の支出がなくなるが、それはその分だけ全体の歳出規模が減ることになるのか、それとも地デジ対策によって今まで抑えられていたその他の必要な共益事務について歳出需要が存在するのかという議論だと思う。

○ 電波利用料の歳入を考えるに当たっては、免許人等のいわゆる担税力的な考え方も存在するのではないか。

(キ) 電波の経済的価値の反映の在り方

○ 電波の価値そのものが電波利用料に反映されているわけではないので、「電波の経済的価値」という表現は、誤解を招くと思う。その点は明記していただきたい。

(ク) 電波利用料の軽減措置（特性係数）の在り方

○ 特性係数については過去の経緯があり、急には変えられないと思うが、どう見てもおかしいものについては直していくということだろう。

- 軽減措置について、今後中長期的には、共用される周波数帯が増えてくることを前提として考えていく必要があるのではないか。周波数を共用した場合に軽減措置を適用するなど、それをインセンティブとして周波数の共用を促進していく考え方もあると思う。
- (ケ) 電波を稠密に利用している無線システムの料額設定の在り方
- 端末の流通や新しいシステムの導入をしやすくしつつ、その上で不法なものについては厳しく排除していくという、端末の管理・監視についての制度設計を踏まえながら、適切な免許帯域の料額というものをセットで考える必要があると思っている。
 - 今後、IoT やスマートメーター等の無線局が増加していくことを勘案すると、無線局 1 局あたりで電波利用料を払うシステムは限界に来ていると思うので、周波数帯幅という形での負担にならざるを得ないと思うが、他方で無線局単位というのは、新規参入にはそれなりにプラスの面があるので、基本的に今はそれを残さざるを得ないだろう。
- (コ) 全体を通して
- IoT は、今後の社会の安心・安全の確保や少子高齢化社会で労働力の確保等、日本にとって非常に重要になると思うので、電波利用料が膨大となり IoT が進まないということがないようにすべき。
 - 電波利用料制度については過去の経緯は尊重するものの、一方で海外にも説明して納得してもらえるような分かりやすい制度にしていく努力もお願いしたい。

②その他

事務局から、次回会合の日程・場所等について説明が行われた。

(3) 閉会

以上